

彦根長浜都市計画用途地域の変更(米原市決定)

彦根長浜都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積 (ha)	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後退 距離の限度 (m)	建築物の 敷地面積の 最低限度 (m)	建築物の 高さの制限 (m)	備考
第1種低層 住居専用地域	9.2	10/10以下	6/10以下	0	—	10	2.9%
小計	9.2						2.9%
第2種低層 住居専用地域	0.0	—	—	—	—	—	0.0%
小計	0.0						0.0%
第1種中高層 住居専用地域	40.4	20/10以下	6/10以下	—	—	—	12.6%
小計	40.4						12.6%
第2種中高層 住居専用地域	0.0	—	—	—	—	—	0.0%
小計	0.0						0.0%
第1種住居地域	80.7	20/10以下	6/10以下	—	—	—	25.2%
小計	80.7						25.2%
第2種住居地域	2.1	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
小計	2.1						0.7%
準住居地域	0.0	—	—	—	—	—	0.0%
小計	0.0						0.0%
田園住居地域	0.0	—	—	—	—	—	0.0%
小計	0.0						0.0%
近隣商業地域	24.7	20/10以下	8/10以下	—	—	—	7.7%
	3.0	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.9%
小計	27.7						8.6%
商業地域	13.2	40/10以下	8/10以下	—	—	—	4.1%
小計	13.2						4.1%
準工業地域	68.2	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.3%
	1.2	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.4%
小計	69.4						21.7%
工業地域	44.1	20/10以下	6/10以下	—	—	—	13.8%
小計	44.1						13.8%
工業専用地域	33.3	20/10以下	6/10以下	—	—	—	10.4%
小計	33.3						10.4%
合計	320.1						100.0%

「種類、位置および区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

彦根長浜都市計画用途地域の変更（米原市決定） 理由書

米原市都市計画マスタープランにおいて市の都市拠点と位置付ける米原駅および坂田駅周辺は、多くの人が集い交流し、多様な都市機能が集積し、活発な都市活動をけん引する場として、それぞれの市街地にふさわしい計画的なまちづくりを進めるとともに、琵琶湖東北部圏域の発展をけん引するエリアとして、都市機能の強化・充実に取り組んでいる。

彦根長浜都市計画区域の第7回定期見直しにおいて、坂田駅前地区および入江丸葎地区は、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分が変更されることとなったことから、地区内の現況の土地利用等を考慮した用途地域を新たに指定する。